

役員報酬の決定に関する基本方針

北興化学工業株式会社
平成28年1月4日 制定

当社の取締役、監査役の報酬等の決定にあたって、公正かつ透明性の高いプロセスの確保を目的として、以下の通り、「役員報酬の決定に関する基本方針」を定める。

1. 当社の役員報酬等は、取締役、監査役別の体系とする。

- (1) 報酬等は、役割・責務等に応じた固定報酬と業績連動型報酬で構成し、体系別に定める。
- (2) 業績連動型報酬は、単年度の連結業績への貢献度、コンプライアンスなど非財務面の評価、および別途定める方法により行う取締役会の実効性評価等に基づき、その業績を評価し決定する。

(取締役)

2. 取締役の報酬等は、株主総会で決議された範囲内において、以下の考え方に基づき取締役会で決定する。

(1) 社内取締役(社外取締役以外をいう)

- ① 社内取締役の報酬等は、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に向け、当該社内取締役の意欲を高めることのできる、適切、公正かつバランスの取れたものとする。
- ② 社内取締役の固定報酬は、代表取締役・取締役別、委嘱された業務執行の役職(社長、会長、専務執行役員、常務執行役員、執行役員)・キャリア別の体系とし、その基準額は取締役会で決定するものとする。
- ③ 業績連動型報酬の総額は、取締役会で決定するものとし、第1項第2号に基づく業績評価に基づき、代表取締役が社内取締役の報酬への加算額を決定するものとする。なお、代表取締役が行う社内取締役の業績評価は、必要に応じ、独立社外取締役からの関与・助言を得て判断するものとする。

(2) 社外取締役

- ① 社外取締役の報酬等は、業務執行から独立した立場で経営に関与・助言を求めているとの考えから、固定報酬のみとする。

(監査役)

3. 監査役の報酬等は、株主総会で承認された範囲内において、監査役会の協議により決定する。

- (1) 監査役の報酬等は、業務執行を行わず業績に直接的責任を持たないとの考えから、固定報酬のみとする。

4. 本方針の改廃は取締役会決議による。

以上